

第1回三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会 議事概要

議事（2）三重県の森林・林業の現況について（事務局説明）

【委員】

- ・森林所有者の山への関心度と言うのが非常に薄れてきている。もう一つは所有者が非常に高齢化になってきている。不在村の森林所有者が多くなってきているとの説明があったが、私共の組合の方にも、処分したいのだが何とかならぬかというお話が多々ある。そういう方は、大阪とか名古屋にお住まいで、非常にその後の森林の管理がやりにくい。小規模な森林所有者は、そういった考え方の人が増えているので懸念する材料かと思う。

【委員】

- ・宮川地域では、大きな森林所有者の諸戸さんの山をトヨタが取得し、10年ぐらいで何とか林業経営をやってみようとする取り組みでもらっているが、トヨタですら少し厳しい現状のよう。先ほど委員からもお話があったように、宮川地域においても不在村者が多い中で、私共のような小さな所では、まだ親戚等に管理していただいている所は、なんとか森林整備が進んでいる。ただ、今管理されている人が途絶えると、まず森林整備が進んでいかないだろうなどは危惧している。

【委員】

- ・熊野市では昔から林業が盛んだったが、建築様式が変わって優良材の需要が無くなり、手入れをした山林の価値が低くなってしまった事が一番大きい。今日の読売新聞にたまたま相続と不在村地主の話があったが、実際には不在村の森林はもっとあると思う。

【委員】

- ・保安林に指定するかどうかは、どういう機能面の評価を行っているのか。例えば何か基準があって、それを超えたら認定されるような仕組みなのか。

【事務局】

- ・機能を評価するというよりは、例えばある森林の土砂崩壊防止機能を将来的に維持していこうという場合に、森林所有者の承諾のもと保安林に指定し、必要な森林整備を行って将来にわたってその機能を維持させていくというような形で、機能を評価をして指定するというよりは、守っていくべき森林を指定して、それを保全していくというような流れとなっている。

【議長】

- ・先ほどの事務局からの説明でいくと、森林面積の3割が保安林ということだったが、全国平均では約半分が保安林になっている。三重県の場合は国有林が少ないという事が要因である。もう一つは、林業が先進的に進んだ地域であるので、伐採等に何かしらの届出とか制限がかかるのを、嫌われ

た森林所有者が多かったのかもしれない。それが、今、林業が不振ということで、保安林が少ないことも今回の話題になるのかなという風に思う。

【委員】

- ・木材価格が低迷していると言う事に関して、皆さん危惧をしておられる。木材価格には住宅の影響が大きいと思うが、人口は減少していく中で、森林・林業が産業として生き残っていくには、川下の需要を増やしていく必要があるのではと考えている。

議事（3）国、県の対応状況について

①森林の保全に関連する法規制について（事務局説明）

【委員】

- ・森林法による森林の規制は、土地所有者の異動については事後の届出制度であること、1ha以下の林地開発については許可の対象にならないことなどを考え合わせると強い規制ではないと思う。もし、条例において規制を導入する場合には、森林法など既存の法律との関連を詳細に検討しなければならないと思う。

議事（3）国、県の対応状況について

②森林に係る最近の動きについて（事務局説明）

【委員】

- ・水源地域の森林売買については、外国資本、日本資本に関係なく、水源地域の森林を健全に維持するための森林整備の視点から考えれば良いのではないか。

【議長】

- ・議論をいただく趣旨というのは森林、特に水源地になるのかと思う。委員から発言のあった、森林所有者がわからないという件については、国土面積の8%ぐらいになる可能性があるとか、公共事業が実施できない原因といわれている。例えば水源地の整備をする場合に所有者がわからないとか、そういうことも含めて土地売買の取引の明確化、把握しておくということが必要になってくるのかなという風には感じる。ただ、外国人か日本人というのは、あまり関係がなくて、日本の方でも、放っておかれると困るという事もあるので、その辺りは外国人か日本人という問題ではないのかなと思う。

【委員】

- ・平成18年度に大台町において、外国資本から森林買収の打診があったが、その目的は、森林の買収ではなく、立木の買収であった。

【委員】

- ・少し趣旨と外れると思うが、例えば森林以外の地域について、外国人や外国資本の用地買収の事例が判れば教えて欲しい。住宅地とか、商業地とか

で実際に増えてきているのかとか、外国の方が森林だけじゃなくて、住宅地や商業地の売買をしようとしている事例が多いのであれば、森林売買の可能性も今後考えられるので。

【事務局】

- ・現在、森林の資料しか持ち合わせていないので、一度調べさせていただいて次回に回答させて頂く。

【議長】

- ・森林というのは最上流域に大きな面積を持っているので、下流域に対して責任を持っているとよく言われるが、言い方は良くないかもしれないが、例えば平野部の宅地を買う事と、水源地を買うという事は、重みがちょっと違うのかなと思う。事務局からも説明いただいて、今の森林・林業の状況として、非常に産業としては厳しい状況にあると。一方で公益的機能をきちんと発揮していかないと国土保全等が、危機的な状況にあるという中で、森林所有者は、採算とか経済的な面があるので、経営意欲を失われて機会があれば、森林を売っても良いという意向もでてきているという風な状況である。そういう中で森林法などでは、いろいろ対応を考えながら改正を進めてはきているようだが、立木の伐採とか、開発行為については許可制度、事前届出制度が整備されているが、森林の取得・取引については、事前届出はなく事後届出しかない。こういう状況のなかで、どのようにして規制をかける、あるいは対策をしていくか。また、対策をする必要があるのかということも含めて議論が求められていくのかなという風に感じる。

【委員】

- ・森林法、外国人土地法など既存の法律で、外国資本の土地取引についてどのような規制があるのか、次回の検討委員会で詳細に示して欲しい。

【事務局】

- ・次回の検討委員会でご説明させて頂く。

【委員】

- ・森林整備をきちっとしてくれるかどうか、事前の審査が必要かと思う。事後ではそういう事も出来ない。また、森と緑の県民税の市町交付金を使って公有林化ができるとのことで、実際に山へ現地調査に行ったところ、境界確定が難しいということで見送ることになった。

【議長】

- ・境界確定が非常に問題になっているというのはまさにそうで、そちらの方が大変なのかなという風な感じもあるが、今日のまとめをさせていただくと、現状をみていただいて、所有目的が不明確な森林売買が事前に把握できないというのが現状の課題としてある。このような現状に対して、事前把握ができるような対策をしている道県が15あるという状況で、三重県ではどのような対応をしていくべきなのかなということ。具体的には、この事前届出制というか、事前に情報をつかめる体制が必要なのかなどうか、と

いう事で、それも中心に次回は検討をしたい。それから、先ほど出ました他の現行の法規制についても補足の資料を出していただく。あと、先行している道県についても、各県の事情によって、色んなバリエーションを加えておられるところがあるので、そういうようなところについても、三重県ではどういようなものが必要であるかといった点についても今後検討してはどうかと思う。今後、10月まで毎月1回、計3回検討委員会を開催し、10月の検討委員会において中間とりまとめを行いたい。